

黒崎町長選挙は1月20日

立候補予定者説明会は12月22日、選挙告示は1月15日

昭和六十年一月十二日をもって町長の任期が満了するため、選挙管理委員会では公職選挙法に基づき、一月十五日選挙告示、一月二十日(日曜)選挙期日(投票日)として選挙の執行を決定しました。

選挙執行日程

- 昭和六十年
- 一月十四日 基準日、登録日
- 一月十五日 告示日
- 一月十五日 立候補届出日(当日午後五時締切)
- 一月十五日～十九日 不在者投票の期間
- 一月二十日 投票日

投票できる時間
午前七時から午後六時までです。時間に遅れないよう投票を済ませましょう。

投票のできる人

- 満二十歳到達者、昭和四十年一月二十一日までに生れた人
- 転入者、昭和五十九年十月十四日以前に黒崎町の住民基本台帳に登録され引き続き住所を有する人
- 死亡者

○転出者 (選挙当日昭和六十年一月二十日以前に転出届をされた人)
○町内転居者の投票所は昭和五十九年十二月十四日以降、町内で転居された人は前の住所地の投票所で投票してもらうこととなります。入場券を確認のうえ、まちがいのないようにしてください。

不在者投票は

投票日に所用やレジャーなどを予定し、決められた時間内に投票所に行つて投票できない人は事前に選挙管理委員会へ不在者投票をしましょう。
不在者投票の期間は告示(一月十五日)の日から投票日の前日(一月十九日)まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで役場一階の不在者投票所で受け付けます。

不在者投票の手続は

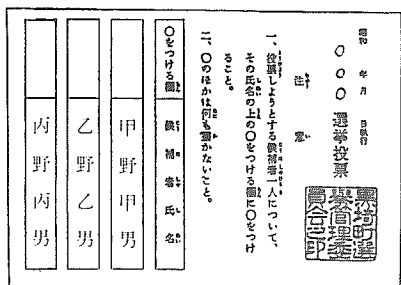
本人自から選挙管理委員会(役場一階)不在者投票所で「宣誓書」を提出して不在者投票をすることが出来ます。
○「宣誓書」の用紙は選挙管理委員会に準備してあります。
○印鑑を持参しておいでください。
○身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けている身体に重度の障害のある人

で、選挙管理委員長が発行した「郵便投票証明書」をお持ちの人は、郵便による不在者投票が出来ます。
○お産や病気で入院中の人はその施設が不在者投票指定病院になっていれば、その病院の不在者投票管理者のもとで投票することが出来ます。出来るだけ早めに病院に申し出てください。

投票は記号式

町長選挙の投票(不在者投票、点字投票は、記名式投票です)は記号式投票で行われます。
この方式は無効投票を最少限に抑え、選挙民の意志をできるだけ多く反映させるとともに投票や開票の事務を合理的に運営するためのものです。

○記号式投票は、投票用紙に候補者の氏名が印刷してありますから、投票所に備えつけてある器具「○印」で自分の投票したい候補者氏名の上の欄に正しく「○印」を一つ押し投票することになります。
○印以外に他字や×印をつけると無効になりますから注意してください。
体の悪い人や目が不自由などで自分から候補者の氏名の上の欄に「○印」を押すこと



投票所について

投票区名	場 所
第一投票区	興野保育所
第二投票区	黒崎町公民館
第三投票区	大野小学校
第四投票区	善久公民館
第五投票区	山田小学校
第六投票区	板井公民館
第七投票区	木場小学校
第八投票区	黒鳥公民館
第九投票区	寺地保育所

ができない場合は、代理記載といつて、係員二人が立会い、本人のいう候補者の氏名の上に本人にかわつて「○印」を押して投票することが出来ます。
記号式投票用紙の様式

黒崎町立候補予定者説明会
一、日時 十二月二十二日(土) 午後 一時三十分
一、場所 黒崎町役場第一委員会室
立候補予定者一人につき三人の範囲でおいでください。説明資料及び立候補届出書類などを当日渡します。



ダンスパーティー

○12月1日夜6時半～9時
中央公民館
主催 黒崎町ダンス同好会 (みつばち)

農事相談日

○12月15日(土)午前中
○12月2日(日)8時
農地、年金、相続など農業全般の相談をお受けします。

親善卓球大会

12月2日
卓球大会です。参加者を募集します。
○12月2日(日)8時
総合体育館

町在住の人または町内に勤務する人で中学生以上ならどなたでも。参加料：中学生100円、高校生：200円、一般：300円
○種目：中学一、二年男女、高校男女、20代男子、30代男子、40代男子、50代男子、一般女子、会長杯男子(全)

雇用保険失業給付

失業給付は失業した労働者の生活の安定を図り、再就職を促進することを目的としています。
ところが、働いている事実を隠したまま支給を受けるなどルールに反した不正な受給がまだあとをたちません。失業給付の費用は、労働者及び使用者のかたがたから納めていただいた保険料と、国民の皆さんが納められた貴重な税金によって賄われていきます。

○小林徹(☎712423) どのたでも。会員券は22日(木)、29日(水)、体育館の二階会議室で販売します。
○小林徹(☎712423) 一位～三位まで表彰
○11月24日(土)、総合体育館へ。
正しく受けよう

そこから、一部の受給者によって不正な受給が行われることは、制度の健全な運営を阻害することにもなりかねません。
行政機関としても、不正受給に対しては従来から厳しい措置をとっていますが、11月を雇用保険不正受給防止啓発月間として、不正受給防止を徹底を期すことにしています。
雇用保険正しい受給で確かな就職
雇用保険不正受給防止啓発月間 11月1日～30日
労働省 公共職業安定所

消費者 質問箱

相 談
「ケース①」セールスマンに「国では、消火器の設置を義務づけている。備えていないと、罰金ぐらいでは済まない」と言われ、購入した。数日後、設置義務はないことが分り返品を申し出たが、業者は、現金購入を理由にに応じない。
「ケース②」引越して三か月ほどしたとき、セールスマンが訪ねてきて、「町会で消火器を販売している。お隣りも購入した」と言うので、一つ買った。しかし、町会とは関係がないことが分かったので解約を申し出たが、応じようとしていない。
「ケース③」消火器の点検とアンケート調査に来た」と言うので、消防署から来たものと勘違いし、消火器を購入してしまつた。返品したい。

かたり商法

不審に思ったら 名をかたる公的機関などに連絡を

各家庭が、災害に対する備えをすることは大切なことで、消火器の設置もその一つといえます。
しかし、法的には、個々の家庭に消火器の設置が義務づけられていないわけではありません。
ところが、相談例のように、あなたも公的機関や地域の組織からの訪問のようかたりに、名をかたり、設置義務を強調するなどして、消火器を販売する悪質なやり方が後を断ちません。なかには「消防署から来た」というケースも報告されていますので、気をつけたいもの。消防機関の職員は、消火器の販売や点検は行っていません。
こうした悪質な業者やセールスマンの言うなりになつて「必と市価より高額」なものを「必

要以上」に購入してしまうことがありますので、十分注意しましょう。後になって「かたり商法」だと気づき、解約や返品を申し出ようと連絡しても、次のような理由から、結局、消費者のほうがあきらめてしまう例が多いようです。
▼セールスマンの「虚偽の説明」は口頭なので立証が困難▼商品を受け取り、代金を全額支払った場合には、クーリングオフ(一定期間内なら解約できること)は適用されない▼業者が解約に応じない―などのため交渉期間が長引き、わずらわしさが増す半面、必需品でもある、といったことから、そのままにしてしまうことが多いのです。
購入を勧められて不審に思われた方は、消防署などにお問い合わせください。
このほか、公的機関をかたるものに「郵便局の指導で」などといつて表札を訪問販売する例もよく見られます。家族の氏名を表示するのは、郵便物などの配達には望ましいことですが、強制されるものではありません。なかには、代金だけを受け取り、名前を書いた表札を届けない悪質な業者も見られますので注意しましょう。

日本農林規格

JASマークは "お買い物の物差し"

加工食品の品質を保証するJASマーク。7月から「麺つゆ」もJASの仲間入りをしました。このマークのついた食品は安心してお買い求めになれます。

〈注〉延べ床面積百五十平方メートル以上の共同住宅(アパートなど)には消火器の設置義務がありますが、共用部分に設置されれば、各戸ごとに設置する必要はありません。